

東京農業大学校友会鳥取県支部会則

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会鳥取県支部という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と交流を深め、東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員の加入及び会議に関する事項
- 2 会員名簿の刊行及び情報の収集・提供に関する事項
- 3 地方農業及び自治の発展に関する事項
- 4 学生及び保護者の連絡、交流に関する事項
- 5 その他この会の目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第4条 この会の事務所は、幹事長宅に置く。

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員及び名誉会員並びに顧問で構成する。

- 1 正会員は、東京農業大学卒業者にして、鳥取県に在住するもの。
- 2 名誉会員は、この会に功労のあった者で、幹事会で推薦し、総会の承認を得た者。
- 3 顧問は幹事会で推薦し、総会で承認を得た者。

(会員の除名)

第6条 この会の対面を著しく傷つけた会員は、総会の決議により除名することができる。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の理由によりその資格を失う。

- 1 死亡したとき。
- 2 除名されたとき。

(役員の設定)

第8条 この会に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	3名
幹事長	1名
副幹事長	若干名
幹事	若干名
副幹事	若干名

監査委員 2名

(役員を選出)

第9条 前条の役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(支部長及び副支部長任期)

- 1 支部長は、会務を総括し、この会を代表する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは支部長の代行を行う。

(分会)

第11条 支部に分会を置くことができる。分会の組織については別に定める。

(幹事長及び幹事任務)

第12条 幹事長及び幹事は、幹事会を組織して、次に掲げる事項を審議し執行するものとする。

- 1 本部との連絡調整に関する事項
- 2 事業計画、予算及び決算に関する事項
- 3 会則の変更又は禁止に関する事項
- 4 分会の運営、その他会務の執行に必要な事項

(会議)

第13条 会費は次に掲げるものとする。

- 1 総会
- 2 幹事会

(総会の召集)

第14条 支部長は、毎年1回定期総会を開くものとする。
但し、必要ある時は臨時総会を召集することができる。

(総会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1 会務の報告に関する事項
- 2 事業計画、予算及び決算に関する事項
- 3 会則の変更、廃止に関する事項
- 4 役員を選任、解任に関する事項
- 5 その他重要な事項

(議長選出)

第16条 総会の議長は総会においてこれを選出する。

(議決の方法)

第17条 総会の議事は出席正会員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

(幹事会の召集)

第18条 支部長は必要と認めるときは、幹事会を召集することができる。

(会費及び会計)

第19条 この会の会計は会費及び寄付金、その他をもってこれにあてる。

- 1 入会金は2,000円とする。
- 2 会費は正会員一人年額2,000円とする。
- 3 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財政)

第20条 この会の財政は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会員名簿)

第21条 会員の資格を有するものは、会員名簿を所有し、その適正な管理に努める。

附則

- 1 この会則は昭和39年7月18日から施行する。
- 1 この会則に定めること以外の必要な事項については、幹事会でこれを処理する。
- 1 昭和53年4月1日一部改正。
- 1 昭和60年4月1日一部改正。
- 1 平成元年4月1日一部改正。
- 1 平成4年4月1日一部改正。
- 1 平成8年4月1日一部改正。
- 1 平成10年4月1日一部改正。
- 1 平成17年4月1日一部改正。
- 1 平成18年4月1日一部改正。
- 1 平成20年4月1日一部改正。
- 1 平成27年4月1日一部改正。